

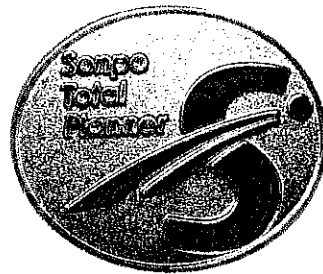
「損害保険トータルプランナー」は

損保協会が
認定する

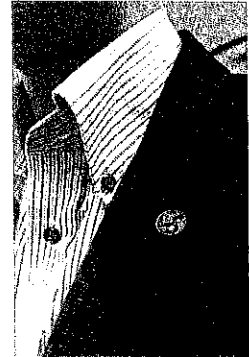
募集人資格の最高峰です

認定バッジが
使用可能になります。

■トータルプランナー認定バッジ



■認定バッジ着用イメージ



「損害保険トータルプランナー」とは

損害保険に関連する法律・税務等の知識を基に、コンサルティングに関する知識や業務スキルを修得した保険募集のプロフェッショナルです。

一般社団法人 日本損害保険協会(損保協会)では、損害保険募集人が品質向上を図るため、損害保険大学課程を実施しています。

損害保険大学課程「コンサルティングコース」は、「専門コース」で修得した損害保険に関連する法律・税務等の知識を基に、より実践的な知識や業務スキルを修得するコースで、修了・試験合格後には、「損害保険トータルプランナー」として認定されます。

損害保険大学課程
コンサルティングコース

損害保険大学課程
専門コース

損害保険募集人
一般試験

損害保険トータルプランナー
(15,324人)

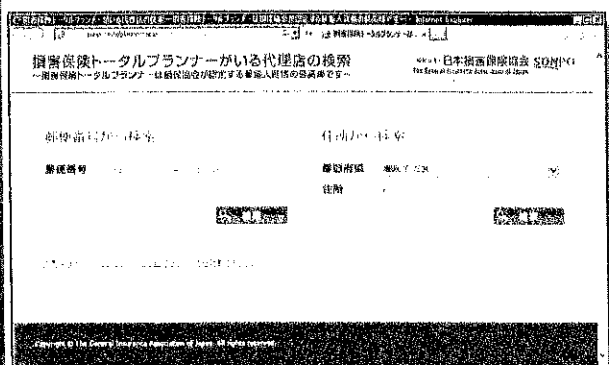
損害保険プランナー
(約3.6万人)

損害保険募集人(約200万人)

※数値は2021年9月末時点のものです。

※損害保険トータルプランナーおよび損害保険プランナーの人数は、各コースの認定有効者です。

「損害保険トータルプランナー」がいる代理店の検索サイト



損保協会のホームページで

「損害保険トータルプランナー」がいる代理店を郵便番号や住所から検索できます！

2021年9月末時点で、約4,370店の代理店の情報を掲載しています。

★★ サイトURL ★★

<https://www.sonpo-totalplanner-ag.jp/>

※損保協会ホームページからアクセスできます。

「損害保険トータルプランナー」を目指しませんか！

「損害保険トータルプランナー」は損保協会が認定する募集人資格の最高峰です。ご自身の募集品質をさらに高め、お客様によりよい提案を行うために、「損害保険トータルプランナー」を目指しませんか。

充実した学習カリキュラム

セミナー・通信教育により、1年間にわたって保険のあらましから改めて学習できます。

保険販売スキルを修得

コンサルティング、事故事例などから、お客様への新たなアプローチスキルを修得できます。

いつでもお客様に最適提案

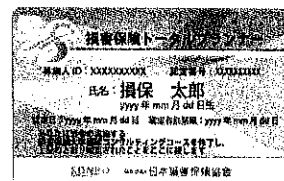
個人・法人を問わず、常にお客様ニーズにマッチしたより良い提案ができるようになります。

認定後のメリットは・・・

【メリット1】

認定証の発行・称号、
認定バッジが使用可能に

認定証・認定バッジを使用できます。
また「損害保険トータルプランナー」という称号と、シンボルマークを名刺等に使用できます。

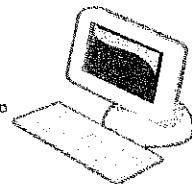


認定証イメージ

【メリット2】

専用ページへの
アクセスIDを提供

損害保険トータルプランナー専用
ページで各種情報を入手できます。



【メリット3】

代理店検索サイト
への情報登載

損保協会ホームページ内の「損害保険トータルプランナーがいる代理店の検索サイト」に情報を登載できるので、ご自身および所属代理店のPRに活用できます。（裏面参照）

◆損害保険トータルプランナーになるには◆

2022年4月～2023年3月 損害保険大学課程 コンサルティングコース 教育プログラム受講	修了	2023年6月～ コンサルティング コース試験	合格 ・ 認定 申請	2023年6月末～ 損害保険トータル プランナー認定
---	----	-------------------------------	---------------------	----------------------------------

※損害保険トータルプランナーの認定の際には、試験合格のほか所定の要件（損害保険大学課程専門コースの認定取得等）を充たす必要があります。

※コンサルティングコース試験は通年で開催しています。

なお、2022年4月～2023年3月コースの教材に基づいて出題される試験は、2023年6月～2024年5月まで実施します。

損害保険大学課程コンサルティングコース 教育プログラムの概要

学習期間：2022年4月～2023年3月

学習形態：通信教育、セミナー

受講料：69,980円（税込）

受付期間：2021年12月1日（水）～2022年2月11日（金）

（注）セミナーについては今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況等を踏まえ、集合形式でのセミナー開催またはオンライン会議システム（Zoom使用）等によるWEBセミナーにより実施します。また、受講スケジュール等の内容が変更となる可能性があります。

詳細・申込方法については日本代協（指定教育機関）のホームページをご参照ください

<https://www.nihondaikyo.or.jp/guideline01-04#01-04-03>